

厚岸町条例第1号

厚岸町太田活性化施設条例をここに公布する。

平成27年1月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町太田活性化施設条例

(設置)

第1条 地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進を図り、もって地域の活性化に資するため、厚岸町太田活性化施設（以下「活性化施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 厚岸町太田活性化施設

位置 厚岸町太田5の通り21番地22

(事業)

第3条 活性化施設は、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域住民のコミュニティ活動の振興に関すること。
- (2) 新規就農者の受入れ及び地域の担い手育成に関すること。
- (3) 農業経営に必要な技術の習得に関すること。
- (4) 農業経営の体質強化に関すること。
- (5) その他地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 活性化施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する事。
- (2) 第7条の利用の許可に関する事。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する事。
- (4) その他町長が定める業務

（利用時間）

第6条 活性化施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、宿泊を要する事業の場合は、この限りでない。

（利用の許可）

第7条 活性化施設を利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、1時間を単位として行うものとし、1時間未満のときは、これを1時間とする。
- 3 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付し、又はこれを変更することができる。

（利用の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、活性化施設の利用を許可せず、又は利用させない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 活性化施設の施設等をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。

- (1) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。
  - (2) 利用の目的以外に利用したとき。
  - (3) 第7条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。
  - (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (5) 管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 前項の場合において、第7条第1項の規定により、利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）に損害があっても、指定管理者は、その責めを負わない。

（転貸等の禁止）

第10条 利用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第11条 利用者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用料金は、利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、利用後に納入することができる。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 第6条ただし書の規定により利用する場合は、1回につき30時間以内として、その利用料金は、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 6 町長は、前2項の承認をしたときは、その内容を速やかに告示しなければならない。
- 7 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の許可)

第13条 利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用者の責務)

第14条 利用者は、その利用が終わったときは、直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。第9条第1項の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用を停止若しくは中止されたときも、同様とする。

- 2 利用者が前項の責務を履行しないときは、指定管理者が代わってこれを行い、その費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 利用者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(町長による管理)

第16条 第4条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、活性化施設の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により町長が活性化施設の管理に係る業務を行う場合においては、第5条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第7条、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第11条第1項及び第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、同条第4項及び第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が町長の承認を得て」とあるのは「規則で」と、同条第7項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第13条及び第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、別表第1及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第11条第3項及び第6項の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

施設利用料金設定基準額

室 名	利用料金上限額 (1時間当たり)	摘 要
大会議室	1,000円	町外の団体若しくは個人が利用する場合又は町内の団体若しくは個人が入場料、観覧料その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として利用する場合は、本表に定める額の2倍(町外の団体又は個人が入場料、観覧料その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として利用する場合は4倍)の額をもって利用料金とする。
会議室	500円	
和室1	400円	
和室2	300円	
調理加工室	900円	

別表第2（第11条関係）

宿泊を要する事業に係る施設利用料金設定基準額

利用料金上限額 （1回当たり）
35,000円